見守り新鮮情報　第 275 号

平成 29 年 3 月 14 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

国民生活センターを名乗るニセ電話。絶対にお金を渡さない。

国民生活センターを名乗る人から電話があり「あなたの個人情報が漏れて、通信販売業者など 3 社に登録されている。名義を変更しなくてはならない。」と言われ、名義を貸してくれるという NPO 法人に所属する人を紹介された。

後日、その人から、「震災関連の除染機械 1600 万円を名義変更前のあなたの名前で購入してしまった。

このままお金を払わないと、あなたも警察に捕まってしまう」と言われ、指示どおりに 500 万円を小包で送った。その後、心配で電話をかけたがつながらない。（70 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・電話で国民生活センター等の公的機関をかたり、「個人情報が漏れている」などと話し、最終的にお金をだまし取る詐欺が後を絶ちません。
・国民生活センターが「個人情報が漏れている」などと電話をかけることは絶対にありません。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
・お金を渡してしまうと、取り戻すことは極めて困難です。決してお金を渡してはいけません。
・電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。
・同様の電話を受けた際には、お金を渡さずにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html